

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部農林水産課
委 託 業 務 名	里山防災・緩衝帯整備事業業務委託（坂本本町）
委託業務場所	大津市坂本本町
概 要	業務委託面積 A = 1. 0 ha ・ 本数調整伐（間伐） 3 4 9 本 ・ 竹整理伐 0. 2 ha ・ 危険木伐採処理 1 9 本
契 約 期 間	令和 5 年 1 2 月 2 5 日から 令和 6 年 3 月 1 5 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 1 2 月 2 5 日
契 約 金 額	1, 4 5 5, 3 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市坂本本町 4 2 2 0 〔名 称〕 坂本森林組合
契約相手方の選 定 理 由	森林整備という事業の性質を踏まえ、滋賀県が策定した「里山整備事業実施時の留意事項」において、「設計額（直接工事費）に占める土木的作業の費用の割合が 5 0 % 未満（本設計では 0 %）の対象業種（入札参加想定業者）を森林組合等林業事業体」としていること。 大津市森林整備計画においても、適切な森林整備を推進しており、間伐その他保育の関連事業等の取り組みについては森林組合への施業委託を促進するとしていること。 森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号）にて、森林組合の事業の種類は、組合員の所有する森林の保護に関する事業等と規定されており、選定業者は本業務の委託場所の森林所有者を組合員としていることから、委託場所の森林に從來から精通しており、より安全に業務を遂行できる。

様式第 2 号（第 2 条関係）

根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	--

- （注意）
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。